庁 中 一 般 各 公 所

四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程

第1条 四日市市保健所処務規程(平成20年四日市市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

改正後 別表(第7条関係) 1 保健予防課 (略) 衛生指導課 事務区 種類 市長の権限の事務 備考 保健所 分 長の権 限の事 務 専決区分 専決区 分 所 市 副 部 所 課 課 長 長 長 長 長 長 市 長 (略) 食品表 (略) 示法 (平成 25年 法律第 7 0

号。以						
下この						
項にお						
いて						
「法」						
とい						
う。)						
に基づ						
く事務						
農林水	法第15条第2項の規			•	0	同
産物及	定による輸出証明書の					
び食品	発行					
の輸出	法第16条第2項の規			•	0	<u>同</u>
の促進	定による適合区域の指					
<u>に関す</u>	<u>定</u>					
る法律	法第16条第3項から			•	0	同
<u>(令和</u>	第5項までの規定によ					
元年法	る適合区域の確認、指					
<u>律第 5</u>	定取消、変更及び報告					
7号。	法第17条第2項の規			<u>•</u>	<u>O</u>	<u>同</u>
以下こ	定による適合施設の認					
<u>の項に</u>	定					
<u>おいて</u>	法第17条第4項から			<u>•</u>	<u>O</u>	<u>同</u>
「法」	第6項までの規定によ					
<u> </u>	る確認、改善要求、認					
<u>5。)</u>	定取消及び報告(法第					
に基づ	38条第6項において					
く事務	準用する場合を含					
	<u>t.</u>)					
	法第38条第2項の規			<u>•</u>	<u>O</u>	同
	定による報告の徴収、					

	物件提出要求、立入調						
	査及び質問						
	法第38条第5項の規			•	<u>O</u>	<u>同</u>	
	定による取消						
墓地、	(略)						
埋葬等							
に関す							
る法律							
(昭和							
23年							
法律第							
4 8							
号。以							
下この							
項にお							
いて							
「法」							
とい							
う。)に							
基づく							
事務							
(略)							
<u>覚醒剤</u>	法第4条2項の規定に			\bigcirc		特例条例	
取締法	よる <u>覚醒剤</u> 施用機関又					に基づく	
(昭和	は <u>覚醒剤</u> 研究者(以下					事務	
26年	「 <u>覚醒剤</u> 施用機関等」						
法律第	という。) の指定申請						
2 5 2	の受理(法第30条の						
号。以	5において準用する場						
下この	合を含む。)						
項にお	法第5条第1項の規定			\circ		同	

_	T		ı				
	いて	による <u>覚醒剤</u> 施用機関					
	「法」	等への指定証の交付の					
	とい	経由(法30条の5に					
	う。)	おいて準用する場合を					
	に基づ	含む。)					
	く事務	法第9条第2項の規定			\circ		同
		による <u>覚醒剤</u> 施用機関					
		業務廃止等届出の受理					
		法第9条第3項の規定			\bigcirc		同
		による <u>覚醒剤</u> 研究者の					
		業務廃止等届出の受理					
		法第10条第1項の規			\bigcirc		同
		定による指定が失効し					
		た場合の <u>覚醒剤</u> 施用機					
		関等指定証の返納受理					
		(法第30条の5にお					
		いて準用する場合を含					
		む。)					
		法第10条第2項の規			\bigcirc		同
		定による業務停止等に					
		よる <u>覚醒剤</u> 施用機関等					
		指定証の返納受理(法					
		第30条の5において					
		準用する場合を含					
		む。)					
		法第10条第3項の規			0		同
		定による <u>覚醒剤</u> 施用機					
		関等の指定証の返還交					
		付(法第30条の5に					
		おいて準用する場合を					
		含む。)					
_				 	 		

		,					T.	
		法第11条第1項の規			\circ		同	
		定による <u>覚醒剤</u> 施用機						
		関等の指定証の再交付						
		申請の受理(法第30						
		条の5において準用す						
		る場合を含む。)						
		法第11条第2項の規			0		同	
		定による再交付後発見						
		した <u>覚醒剤</u> 施用機関等						
		指定証の返納受理(法						
		第30条の5において						
		準用する場合を含						
		む。)						
		法第12条第2項の規			0		同	
		定による <u>覚醒剤</u> 施用機						
		関の変更届の受理及び						
		指定証の返還受理(法						
		第30条の5において						
		準用する場合を含						
		む。)						
		法第12条第3項の規			0		同	
		定による <u>覚醒剤</u> 研究者						
		の変更届の受理及び指						
		定証の返還受理(法第						
		30条の5において準						
		用する場合を含む。)						
		法第12条第4項の規			0		同	
		定による <u>覚醒剤</u> 施用機						
		関等への訂正指定証の						
		返還交付の経由(法第						
		30条の5において準						
_	1	L						

用する場合を含む。) 法第17条第5項の規定 定による <u>覚醒剤</u> 研究者の <u>覚醒剤</u> の譲渡又は譲受けの許可申請の受理 ○ 法第20条第6項の規定 ○ 定による <u>覚醒剤</u> 研究者の <u>覚醒剤</u> の施用又は交付の申請の受理 ○ 法第22条の2の規定 ○
定による <u>覚醒剤</u> 研究者 の <u>覚醒剤</u> の譲渡又は譲 受けの許可申請の受理 法第20条第6項の規 定による <u>覚醒剤</u> 研究者 の <u>覚醒剤</u> の施用又は交 付の申請の受理
の覚醒剤の譲渡又は譲受けの許可申請の受理 ○ 法第20条第6項の規定による覚醒剤研究者の覚醒剤の施用又は交付の申請の受理 ○
受けの許可申請の受理 法第20条第6項の規定による <u>覚醒剤</u> 研究者の <u>覚醒剤</u> の施用又は交付の申請の受理
法第20条第6項の規 定による <u>覚醒剤</u> 研究者 の <u>覚醒剤</u> の施用又は交 付の申請の受理
定による <u>覚醒剤</u> 研究者 の <u>覚醒剤</u> の施用又は交 付の申請の受理
の <u>覚醒剤</u> の施用又は交 付の申請の受理
付の申請の受理
法第22条の2の規定
による <u>覚醒剤</u> 施用機関
等からの <u>覚醒剤</u> 廃棄届
の受理
法第23条の規定によ □ □ 同
る <u>覚醒剤</u> 施用機関等か
らの事故届の受理
法第24条第1項及び □ □ □ □ □ □
第 4 項の規定による <u>覚</u>
失効時の所有品名及び
数量報告の受理
法第24条第2項及び □ □ □ □ □
第 4 項の規定による <u>覚</u>
失効時の所有品及び数
量報告の受理
法第30条の規定によ □ □ 同
る 覚醒剤 施用機関等か
らの報告の受理
法第30条の4第1項
の規定による <u>覚醒剤</u> 原

料取扱者及び <u>覚醒剤</u> 原					
料研究者(以下「 <u>覚醒</u>					
剤原料取扱者等」とい					
う。)からの業務廃止					
届出の受理					
法第30条の12第1			\bigcirc		同
項第2号の規定による					
覚醒剤原料取扱者から					
の保管場所の届出の受					
理					
法第30条の13の規			\bigcirc		同
定による法第30条の					
7第4号及び第5号に					
規定する者からの <u>覚醒</u>					
<u>剤</u> 原料の廃棄の届出の					
受理					
(略)					
法第30条の14 <u>第1</u>			\bigcirc		申請の受
項の規定による法第3					理等の事
0条の7第4号から第					務
7号までに規定する者					
からの <u>覚醒剤</u> 原料の喪					
失又は所在不明等の事					
故届の受理					
法第30条の14第2			•	\bigcirc	特例条例
項の規定による調剤済					に基づく
み覚醒剤原料の廃棄に					<u>事務</u>
関する届出の受理		 	 	 	
法第30条の14第3		 	•	 0	同
項の規定よる法第30					
1]				
 条の9第1項第6号に					

r - r		1				
	規定する者から譲り受					
	けた覚醒剤原料の届出					
	の受理					
	法第30条の15第1			0		申請の受
	項の規定による第30					理等の事
	条の7第4号及び第5					務
	号に規定する者からの					
	指定失効時等の <u>覚醒剤</u>					
	原料の所有量等の報告					
	の受理					
	法第30条の15第1			\circ		特例条例
	項第2号の規定による					に基づく
	法第30条の7第6号					事務
	及び第7号に規定する					
	者からの許可取消時等					
	の <u>覚醒剤</u> 原料の所有量					
	等の報告の受理					
	法第30条の15第2			0		申請の受
	項の規定による法第3					理等の事
	0条の7第4号及び第					務
	5号に規定する者から					
	の指定失効時等の <u>覚醒</u>					
	<u>剤</u> 原料の譲渡報告の受					
	理					
	法第30条の15第2			\circ		特例条例
	項の規定による法第3					に基づく
	0条の7第6号及び第					事務
	7号に規定する者から					
	の許可取消時等の <u>覚醒</u>					
	<u>剤</u> 原料の譲渡の報告の					
	受理					
	(略)	 			 	

	法第32条第2項の規			\circ		同
	定による <u>覚醒剤</u> 原料の					
	取締上必要があるとき					
	の立会検査等					
	法第33条第1項第2			0		同
	号の規定による <u>覚醒剤</u>					
	監視員の指定のうち、					
	四日市市内に係る法第					
	30条の7第6号及び					
	第7号に規定する者へ					
	の法第30条の13、					
	法第30条の15第3					
	項及び法第32条第2					
	項に規定する職権を行					
	う者の指定					
	法第35条第3項の規			0		申請の受
	定による国立病院等へ					理等の事
	の <u>覚醒剤</u> 施用機関の診					務
	療廃止届、指定証の交					
	付の経由					
	法第36条第1項の規			\circ		同
	定による公立の <u>覚醒剤</u>					
	施用機関の診療廃止					
	届、指定証の返納及び					
	報告書等の受理					
(略)						
毒物及	(略)					
び劇物	法第18条の規定によ		0			申請の受
取締法	る薬事監視員のうちか					理等の事
(昭和	らの毒劇物監視員の指					務
25年	定			 		

沙	光祭10冬の担守 なる				
法律第	<u>法第18条</u> の規定によ			\circ	同
3 0 3	る毒物劇物販売業者か				
号。以	らの報告の徴収及び店				
下この	舗等への立入検査等				
項にお	(法第22条第4項及				
いて	び第5項において準用				
「法」	する場合を含む。)				
とい	(略)				
う。)					
に基づ					
く事務					
(略)					
-					

- 3 食品衛生検査所 (略)
- 4 健康づくり課 (略)
- 5 こども保健福祉課 (略)

備考

- 1 (略)
- 2 表中●は、四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成20年四日市市規則第32号)<u>第24条</u>の規定により事務の委任を行わない場合の専 決区分とする。
- 3 (略)

改正前 別表 (第7条関係) 1 保健予防課 (略) 2 衛生指導課 事務区分 種類 市長の権限の事務 保健所長の権限の事務 限の事務 専決区分 専決区分 専決区

							分		
		市	副	部	所	課	所	課	
		長	市	長	長	長	長	長	
			長						
(略)									
食品表示	(略)								
法(平成									
25年法									
律第70									
号。以下									
この項に									
おいて									
「法」と									
いう。)									
に基づく									
事務									
墓地、埋	(略)								
葬等に関									
する法律									
(昭和 2									
3年法律									
第 4 8									
号。以下									
この項に									
おいて									
「法」と									
いう。)に									
基づく事									
務									
(略)									
覚せい剤	法第4条第2項の規定					0			同

			•				
取締法	による <u>覚せい剤</u> 施用機						
(昭和2	関又は <u>覚せい剤</u> 研究者						
6年法律	(以下「 <u>覚せい剤</u> 施用						
第 2 5 2	機関等」という。)の						
号。以下	指定申請の受理(法第						
この項に	30条の5において準						
おいて	用する場合を含む。)						
「法」と	法第5条第1項の規定						
いう。)	による <u>覚せい剤</u> 施用機						
に基づく	関等への指定証の交付						
事務	の経由(法第30条の			\circ		同	
	5において準用する場						
	合を含む。)						
	法第9条第2項の規定						
	による <u>覚せい剤</u> 施用機					同	
	関業務廃止等届出の受			0		lh)	
	理						
	法第9条第3項の規定						
	による <u>覚せい剤</u> 研究者			\bigcirc		同	
	の業務廃止等届出の受			0		[F]	
	理						
	法第10条第1項の規						
	定による指定が失効し						
	た場合の <u>覚せい剤</u> 施用						
	機関等指定証の返納受			\bigcirc		同	
	理(法第30条の5に						
	おいて準用する場合を						
	含む。)						
	法第10条第2項の規						
	定による業務停止等に			\bigcirc		同	
	よる <u>覚せい剤</u> 施用機関						

		ı	1	1		ı	1	T	
	等指定証の返納受理								
	(法第30条の5にお								
	いて準用する場合を含								
	む。)								
	法第10条第3項の規								
	定による <u>覚せい剤</u> 施用								
	機関等の指定証の返還				0			同	
	交付(法第30条の5				O			IH]	
	において準用する場合								
	を含む。)								
	法第11条第1項の規								
	定による <u>覚せい剤</u> 施用								
	機関等の指定証の再交								
	付申請の受理(法第3				\circ			同	
	0条の5において準用								
	する場合を含む。)								
	法第11条第2項の規								
	定による再交付後発見								
	した <u>覚せい剤</u> 施用機関								
	等指定証の返納受理				0			同	
	(法第30条の5にお								
	いて準用する場合を含								
	む。)								
	法第12条第2項の規								
	定による <u>覚せい剤</u> 施用								
	機関の変更届の受理及								
	び指定証の返還受理				0			同	
	(法第30条の5にお								
	いて準用する場合を含								
	t.)								
	法第12条第3項の規				0			同	
<u> </u>	•							•	

	<u> </u>						
	定による <u>覚せい剤</u> 研究						
	者の変更届の受理及び						
	指定証の返還受理(法						
	第30条の5において						
	準用する場合を含						
	t.)						
	法第12条第4項の規						
	定による <u>覚せい剤</u> 施用						
	機関等への訂正指定証						
	の返還交付の経由(法			\circ		同	
	第30条の5において						
	準用する場合を含						
	t.)						
	法第17条第5項の規						
	定による <u>覚せい剤</u> 研究						
	者の <u>覚せい剤</u> の譲渡又			\circ		同	
	は譲受けの許可申請の						
	受理						
	法第20条第6項の規						
	定による <u>覚せい剤</u> 研究						
	者の <u>覚せい剤</u> の施用又			\circ		同	
	は交付の申請の受理						
	法第22条の2の規定						
	による <u>覚せい剤</u> 施用機						
	関等からの <u>覚せい剤</u> 廃			\circ		同	
	棄届の受理						
	法第23条の規定によ						
	る <u>覚せい剤</u> 施用機関等			\circ		同	
	からの事故届の受理						
	法第24条第1項及び						
	第4項の規定による <u>覚</u>			\circ		同	
11							

		1	1	1		1	Г	1
<u>せい剤</u> 施用機関等の指								
定失効時の所有品名及								
び数量報告の受理								
法第24条第2項及び								
第4項の規定による <u>覚</u>								
<u>せい剤</u> 施用機関等の指					\bigcirc		同	
定失効時の譲渡報告の								
受理								
法第30条の規定によ								
る <u>覚せい剤</u> 施用機関等					\bigcirc		同	
からの報告の受理								
法第30条の4第1項								
の規定による <u>覚せい剤</u>								
原料取扱者及び <u>覚せい</u>								
<u>剤</u> 原料研究者(以下					\bigcirc		同	
「 <u>覚せい剤</u> 原料取扱者								
等」という。) からの								
業務廃止届出の受理								
法第30条の12第1								
項第2号の規定による								
<u>覚せい剤</u> 原料取扱者か					\bigcirc		同	
らの保管場所の届出の								
受理								
法第30条の13の規								
定による法第30条の								
7第4号及び第5号に								
規定する者からの <u>覚せ</u>					0		同	
<u>い剤</u> 原料の廃棄の届出								
の受理								
(略)	•	•	•				•	
法第30条の14の規					0		申請の	
							1 417 47	

	T	I				<u> </u>	
	定による法第30条の					受理等	
	7第4号から第7号ま					の事務	
	でに規定する者からの						
	<u>覚せい剤</u> 原料の喪失又						
	は所在不明等の事故届						
	の受理						
	法第30の15第1項						
	の規定による第30条						
	の7第4号及び第5号						
	に規定する者からの指			\bigcirc		同	
	定失効時等の <u>覚せい剤</u>						
	原料の所有量等の報告						
	の受理						
	法第30条の15第1						
	項第2号の規定による						
	法第30条の7第6号					特例条	
	及び第7号に規定する			\bigcirc		例に基	
	者からの許可取消時等					づく事	
	の <u>覚せい剤</u> 原料の所有					務	
	量等の報告の受理						
	法第30条の15第2						
	項の規定による法第3						
	0条の7第4号及び第					申請の	
	5号に規定する者から			\bigcirc		受理等	
	の指定失効時等の <u>覚せ</u>					の事務	
	<u>い剤</u> 原料の譲渡報告の						
	受理						
	法第30条の15第2					特例条	
	項の規定による法第3					例に基	
	0条の7第6号及び第				づく事		
	7号に規定する者から					務	
<u> </u>	<u> </u>						

の受理						
(略)						
法第32条第2項の規						
定による <u>覚せい剤</u> 原料			0			同
の取締上必要があると						lu1
きの立入検査等						
法第33条第1項第2						
号の規定による <u>覚せい</u>						
<u>剤</u> 監視員の指定のう						
ち、四日市市内に係る						
法第30条の7第6号						
及び第7号に規定する		0				同
者への法第30条の1						
3、法第30条の15						
第3項及び法第32条						
第2項に規定する職権						
を行う者の指定						
法第35条第3項の規						申請の
定による国立病院等へ				0		受理等
の <u>覚せい剤</u> 施用機関の						の事務
指定証の交付の経由						V → 177
法第36条第1項の規						
定による公立の <u>覚せい</u>						
<u>剤</u> 施用機関の診療廃止				0		同
届、指定証の返納及び						
報告等の受理						

_						
	(略)					
毒物及び	法第17条第2項の規					
劇物取締	定による薬事監視員の		\bigcirc			同
法(昭和	うちからの毒物劇物監		O			lt-ì
25年法	視員の指定					
律第30	法第17条第2項の規					
3 号。以	定による毒物劇物販売					
下この項	業者からの報告の徴収					
において	及び店舗等への立入検					同
「法」と	查等(法第22条第4					lπĵ
いう。)	項及び第5項において					
に基づく	準用する場合を含					
事務	t.)					
	(略)					
(略)						

- 3 食品衛生検査所 (略)
- 4 健康づくり課 (略)
- 5 こども保健福祉課 (略)

備考

- 1 (略)
- 2 表中●は、四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成20年四日市市規則第32号)<u>第22条</u>の規定により事務の委任を行わない場合の専決区分とする。
- 3 (略)

第2条 四日市市保健所処務規程の一部を次のように改正する。

改正後

別表(第7条関係)

- 1 保健予防課 (略)
- 2 衛生指導課

事務区	種類	Ħ	万長の	権限	の事務	务	保赁	建所	備考	
分							長の	を権		
							限 0	事		
							衫	务		
			専	決区	分		専決	と区		
							5	}		
		市	副	部	所	課	所	課		
		長	市	長	長	長	長	長		
			長							
食品衛	法第8条第2項の規定					<u>•</u>	<u>O</u>		政令市長	
生法	による厚生労働大臣へ								の事務	
(昭和	の報告									
22年	法第24条の規定によ					•	<u>O</u>		<u>同</u>	
法律第	る食品衛生監視計画の									
2 3 3	策定、公表及び報告									
号。以	(略)	ı	Γ		ı	ı	Γ		ı	
下この	法第26条第1項の規					•	0		同	
項にお	定による食品、添加									
いて	物、器具及び容器包装									
「法」	の検査命令(<u>法第62</u>									
とい	条第1項において準用									
う。)	する場合を含む。)									
に基づ	(略)	I			I					
く事務	法第59条第1項及び					•	<u>O</u>		同	
	第2項の規定による食									
	品等に起因して死亡し									
	た者等の死体の解剖									
	(法第62条第1項に									
	おいて準用する場合を									
	含む。)									
	(略)									

	法第64条第2項の規			•	<u>O</u>	<u>同</u>
	定による食品衛生監視					
	指導計画の公表及び住					
	民の意見の聴取					
	法第65条の規定によ			•	<u>O</u>	同
	る施策の実施状況の公					
	表及び住民の意見の聴					
	取					
	(略)					
(略)						

- 3 食品衛生検査所 (略)
- 4 健康づくり課 (略)
- 5 こども保健福祉課 (略)

備考 (略)

改正前

別表(第7条関係)

- 1 保健予防課 (略)
- 2 衛生指導課

事務区	種類	Ħ	万長の	権限	の事務	务	保负	建 所	備考
分								つ権	
								事	
								务	
			専	決区	分		専決	中区	
							5	}	
		市	副	部	所	課	所	課	
		長	市	長	長	長	長	長	
			長						
食品衛	法第24条の規定によ			<u>O</u>					政令市長
生法	る食品衛生監視計画の								の事務
(昭和	策定、公表及び報告								

22年	(略)					
法律第	法第26条の規定によ			•	0	同
2 3 3	る食品、添加物、器具					
号。以	及び容器包装の検査命					
下この	令(法第2条第1項に					
項にお	おいて準用する場合を					
いて	含む。)					
「法」	(略)					
とい	法第59条第1項及び		<u>O</u>			同
う。)	第2項の規定による食					
に基づ	品等に起因して死亡し					
く事務	た者等の死体の解剖					
	(法第62条第1項に					
	おいて準用する場合を					
	含む。)					
	(略)					
	法第64条第2項の規		<u>O</u>			政令市長
	定による食品衛生監視					の事務
	指導計画の公表及び住					
	民の意見の聴取					
	法第65条の規定によ		<u>O</u>			同
	る施策の実施状況の公					
	表及び住民の意見の聴					
	取	_				
	(略)					
(略)		 		 		

- 3 食品衛生検査所 (略)
- 4 健康づくり課 (略)
- 5 こども保健福祉課 (略)

備考 (略)

		改	正後						
別表(第	7条関係)								
1 保健	予防課 (略)								
2 衛生技	省								
事務区	種類	Ħ	方長の	権限	の事剤	务	保赁	基 所	備考
分							長の	権	
							限の	事	
							彥	F	
			専	決区	分		専決	区	
							5	}	
		市	副	部	所	課	所	課	
		長	市	長	長	長	長	長	
			長						
食品衛	(略)		T		T	T	1		
生法	法第25条第1項の規					•	0		特例条例
(昭和	定による規格が定めら								に基づく
22年	れた食品、添加物、器								事務
法律第	具及び容器包装の検査								
2 3 3	(法第68条第1項及								
号。以	び第3項において準用								
下この	する場合を含む。)								
項にお	法第26条第1項の規					•	0		同
いて	定による食品、添加								
「法」	物、器具及び容器包装								
とい	の検査命令(法第68								
う。)	条第1項において準用								
に基づ	する場合を含む。)								

 \bigcirc

同

法第26条第5項の規

定による検査結果の通

1	1	ı					
知の経由(<u>法第68条</u>							
第1項において準用す							
る場合を含む。)							
法第28条第1項の規					•	\circ	政令市長
定による臨検検査、収							の事務
去等の実施(と畜場内							
における食肉及び食鳥							
処理場内における食鳥							
肉に係るものを除							
く。) (<u>法第68条第</u>							
1項及び第3項におい							
て準用する場合を含							
む。)							
法第30条第1項の規			\bigcirc				同
定による食品衛生監視							
員の任命(<u>法第68条</u>							
第1項及び第3項にお							
いて準用する場合を含							
む。)							
法第30条第2項の規					•	\bigcirc	同
定による食品等の監視							
又は指導(と畜場内に							
おける食肉及び食鳥処							
理場内における食鳥肉							
にかかるものを除							
く。) (<u>法第68条第</u>							
1項及び第3項におい							
て準用する場合を含							
te.)							
法第48条第8項の規					•	0	同
定による食品衛生管理							
				_			

Г			 			1
	者の届出の受理(<u>法第</u>					
	<u>68条第1項</u> において					
	準用する場合を含					
	む。)					
	<u>法第55条</u> の規定によ			•	0	同
	る営業の許可(<u>法第6</u>					
	<u>8条第1項</u> において準					
	用する場合を含む。)					
	法第56条第2項の規			•	\circ	同
	定による許可営業者の					
	地位の承継の届出の受					
	理 (法第57条第2項					
	において読み替えて準					
	用する場合を含む。)					
	法第57条第1項の規			•	<u>O</u>	同
	定による営業の届出の					
	受理(法第68条第1					
	項及び第3項において					
	準用する場合を含					
	<u>t.</u>)					
	法第58条の規定によ			•	<u>O</u>	同
	る回収着手の届出の受					
	理及び報告(法第68					
	条第1項において準用					
	する場合を含む。)					
	法第59条の規定によ	 		•	0	同
	る食品等の廃棄命令等					
	(と畜場内における食					
	肉及び食鳥処理場内に					
	おける食鳥肉にかかる					
	ものを除く。)(<u>法第</u>	 	 			

-	1				
68条第1項及び第3					
<u>項</u> において準用する場					
合を含む。)					
法第60条第1項の規			•	\circ	同
定による営業の許可の					
取消し及び営業の禁止					
又は停止(<u>法第68条</u>					
第1項及び第3項にお					
いて準用する場合を含					
t.)					
<u>法第61条</u> の規定によ			•	0	同
る施設の整備改善の命					
令等(<u>法第68条第1</u>					
項及び第3項において					
準用する場合を含					
む。)					
法第62条の規定によ			0		同
る国庫負担の受領					
法第63条第1項及び				\bigcirc	保健所長
第2項の規定による食					の事務
中毒患者等に関する届					
出の受理、報告及び調					
查					
法第63条第3項の規		0			政令市長
定による食中毒患者等					の事務
に関する厚生労働大臣					
への報告					
法第63条第4項の規				0	保健所長
定による食中毒患者等					の事務
に関する報告					
法第63条第5項の規		0			政令市長

	定による食中毒患者等					の事務
	に関する調査の厚生労					
	働大臣への報告					
	法第64条第1項及び			•	0	同
	第2項の規定による食					
	品等に起因して死亡し					
	た者等の死体の解剖					
	(<u>法第68条第1項</u> に					
	おいて準用する場合を					
	含む。)					
	<u>法第65条</u> の規定によ		\circ			同
	る大規模食中毒発生時					
	の厚生労働大臣への報					
	告					
	法第67条第2項の規		\circ			同
	定による食品衛生推進					
	員の委嘱					
	法第70条第2項の規			•	0	同
	定による食品衛生監視					
	指導計画の公表及び住					
	民の意見の聴取					
	<u>法第71条</u> の規定によ			•	0	同
	る施策の実施状況の公					
	表及び住民の意見の聴					
	取					
食品表	(略)					
示法	法第8条第1項の規定			•	0	同
(平成	による報告徴収、物件					
25年	提出要求、立入検査、					
法律第	質問及び収去					
7 0	法第10条の2の規定			•	<u>O</u>	<u>同</u>

号。以	による届出の受理及び				
下この	<u>公表</u>				
項にお	(略)				
いて					
「法」					
とい					
う。)					
に基づ					
く事務					
(略)					

- 3 食品衛生検査所 (略)
- 4 健康づくり課 (略)
- 5 こども保健福祉課 (略)

備考 (略)

改正前

別表(第7条関係)

- 1 保健予防課 (略)
- 2 衛生指導課

事務区	種類	Ħ	万長の	権限	の事務	务	保饭	建 所	備考
分							長の)権	
						限0	事		
						矛	务		
			専	決区	分	専治	中区		
						5	}		
		市	副	部	所	課	所	課	
		長	市	長	長	長	長	長	
			長						
食品衛	(略)								
生法	法第25条第1項の規					•	0		特例条例
(昭和	定による規格が定めら								に基づく

22年	れた食品、添加物、器					事務
法律第	具及び容器包装の検査					
2 3 3	(法第62条第1項及					
号。以	<u>び第3項</u> において準用					
下この	する場合を含む。)					
項にお	法第26条第1項の規			•	0	同
いて	定による食品、添加					
「法」	物、器具及び容器包装					
とい	の検査命令(<u>法第62</u>					
う。)	条第1項において準用					
に基づ	する場合を含む。)					
く事務	法第26条第5項の規			•	\bigcirc	同
	定による検査結果の通					
	知の経由(<u>法第62条</u>					
	第1項において準用す					
	る場合を含む。)					
	法第28条第1項の規			•	\circ	政令市長
	定による臨検検査、収					の事務
	去等の実施(と畜場内					
	における食肉及び食鳥					
	処理場内における食鳥					
	肉に係るものを除					
	く。) (<u>法第62条第</u>					
	1項及び第3項におい					
	て準用する場合を含					
	む。)					
	法第30条第1項の規		0			同
	定による食品衛生監視					
	員の任命(<u>法第62条</u>					
	第1項及び第3項にお					
	いて準用する場合を含					

	1						Ι
む。)							
法第30条第2項の規					0		同
定による食品等の監視							
又は指導(と畜場内に							
おける食肉及び食鳥処							
理場内における食鳥肉							
にかかるものを除							
く。) (<u>法第62条第</u>							
<u>1項及び第3項</u> におい							
て準用する場合を含							
む。)							
法第48条第8項の規				•	0		同
定による食品衛生管理							
者の届出の受理(<u>法第</u>							
<u>62条第1項</u> において							
準用する場合を含							
む。)							
法第52条の規定によ				•	0		同
る営業の許可(<u>法第6</u>							
<u>2条第1項</u> において準							
用する場合を含む。)							
法第53条第2項の規				•	0		同
定による許可営業者の							
地位の承継の届出の受							
理							
<u>法第54条</u> の規定によ				•	0		同
る食品等の廃棄命令等							
(と畜場内における食							
肉及び食鳥処理場内に							
おける食鳥肉にかかる							
ものを除く。)(<u>法第</u>							
	<u> </u>	l	l			l	

6 2 条第1 項及び第3 項において準用する場合を含む。) 注第5 5 条第1 項の規定による営業の許可の取消し及び営業の禁止又は停止(注第6 2 条 第1 項及び第3 項において準用する場合を含む。) 注第5 6 条の規定による施設の整備改善の命令等(法第6 2 条第1 項及び第3 項において準用する場合を含む。) 注第5 7 条の規定による検討・ 「国人政策3 項において 準用する場合を含む。) 注第5 7 条の規定による検討・ 「国人政策3 項において 第2 項の規定による検討・ 「国人政策3 項において 第2 項の規定による検討・ 「国人政策3 項において 第2 項の規定による検討・ 「国人政策4 第 5 8 条第1 項及び 第 2 項の規定による検討・ 「国人政策5 8 条第3 項の規定による検討・ 「国内政策5 8 条第3 項の規定による検討・ 「国内政策5 8 条第3 項の規定による検討・ 「国内政策5 8 条第4 項の規定による検討・ 「国内政策5 8 条第5 3 項の規定による検討・ 「国内政策5 8 条第5 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3						
会を含む。)	62条第1項及び第3					
法第55条第1項の規定による営業の許可の取消し及び営業の禁止又は停止(法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。) 法第56条の規定による施設の整備改善の命令等(法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。) 法第57条の規定による国庫負担の受領 法第58条第1項及び ⑤ □ □ □ □ □ □ □ □ □	<u>項</u> において準用する場					
定による営業の許可の 取消し及び営業の禁止: 又は停止(法第62条 第1項及び第3項において準用する場合を含む。) 法第56条の規定による施設の整備改善の命令等(法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。) と第57条の規定による国庫負担の受額 法第58条第1項及び 第2項の規定による食中毒患者等に関する届 出の受理、報告及び調査 査 法第58条第3項の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告 と第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告 と第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告 と第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告	合を含む。)					
取消し及び営業の禁止 又は停止(法第62条 第1項及び第3項において神用する場合を含む。) 法第56条の規定による施設の整備改善の命令等(法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。) 法第57条の規定による自力の受額 法第58条第1項及び 第2項の規定による自力の規定による自力の規定による自力の受理、報告及び調査 法第58条第3項の規定による自力の表別でによる自力の表別でによる自力の表別でによる自力の表別でによる自力を表別である。 「関する原生労働大臣への報告 法第58条第4項の規定による自力を表別である。」 「「「「「「「「「「「「「」」」」」 「「「」」」 「「」」 「「」」	法第55条第1項の規			•	\circ	同
又は停止(<u>法第62条</u> 第1項及び第3項において準用する場合を含む。) <u>法第56条の</u> 規定による施設の整備改善の命令等(<u>法第62条第1項及び第3項</u> において準用する場合を含む。) <u>法第57条</u> の規定による自動を負担の受領 <u>法第58条第1項及び第2項</u> の規定による食助・企による食助・企による食助・企による食助・企による食助・企による食助・企による食助・一方の報告 <u>第1項及び第3項</u> において準用する場合を含む。) 「同 「	定による営業の許可の					
 第1項及び第3項において準用する場合を含む。) 法第56条の規定による施設の整備改善の命令等(法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。) 法第57条の規定による国庫負担の受領 法第58条第1項及び第2項の規定による食中毒患者等に関する届出の受理、報告及び調査 法第58条第3項の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告 法第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告 法第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告 	取消し及び営業の禁止					
いて準用する場合を含む。) 法第56条の規定による施設の整備改善の命令等(法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。) 法第57条の規定による国庫負担の受領 法第58条第1項及び第2項の規定による食中毒患者等に関する届出の受理、報告及び調査 在 法第58条第3項の規定による食中毒患者等に関する原生労働大臣への報告 法第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する原生労働大臣への報告 法第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する関生の規定による食中毒患者等に関する関生労働大臣への報告	又は停止(法第62条					
 む。) 法第56条の規定による施設の整備改善の命令等(法第62条第1 項及び第3項において準用する場合を含む。) 法第57条の規定による国庫負担の受領 法第58条第1項及び第2項の規定による食中毒患者等に関する届出の受理、報告及び調査 董第58条第3項の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告 法第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告 法第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する報告 	第1項及び第3項にお					
送第 5 6 条の規定による施設の整備改善の命令等(送第 6 2 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む。) 送第 5 7 条の規定による国庫負担の受領 送第 5 8 条第 1 項及び 第 2 項の規定による食中毒患者等に関する届出の受理、報告及び調査 ○	いて準用する場合を含					
る施設の整備改善の命令等(法第62条第1 項及び第3項において 準用する場合を含む。) 法第57条の規定による国庫負担の受領 法第58条第1項及び 第2項の規定による食中毒患者等に関する届出の受理、報告及び調査 法第58条第3項の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告 法第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告	t.)					
令等(法第62条第1 項及び第3項において 準用する場合を含 む。) 法第57条の規定による国庫負担の受領 法第58条第1項及び 第2項の規定による食 中毒患者等に関する届 出の受理、報告及び調 査 法第58条第3項の規 定による食中毒患者等 に関する厚生労働大臣 への報告 法第58条第4項の規 定による食中毒患者等 に関する早生労働大臣	<u>法第56条</u> の規定によ			•	0	同
項及び第3項において 準用する場合を含 む。) 法第57条の規定による国庫負担の受領 法第58条第1項及び 第2項の規定による食中毒患者等に関する届出の受理、報告及び調査 法第58条第3項の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告 法第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告 法第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する報告	る施設の整備改善の命					
 準用する場合を含む。) 法第57条の規定による国庫負担の受領 法第58条第1項及び 第2項の規定による食中毒患者等に関する届出の受理、報告及び調査 法第58条第3項の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告 法第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する平生労働大臣への報告 法第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する報告 	令等(<u>法第62条第1</u>					
 む。) 法第57条の規定による国庫負担の受領 法第58条第1項及び 第2項の規定による食中毒患者等に関する届出の受理、報告及び調査 直 法第58条第3項の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告 法第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する単生労働大臣への報告 法第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する報告 	項及び第3項において					
法第57条の規定による ○ 同 3国庫負担の受領 公 保健所長 法第58条第1項及び 第2項の規定による食 中毒患者等に関する届 出の受理、報告及び調査 ○ 政令市長 正による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告 ○ 政令市長 定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告 ○ 保健所長 定による食中毒患者等に関する報告 ○ 保健所長 定による食中毒患者等に関する報告 ○ の事務	準用する場合を含					
本第58条第1項及び 保健所長 原2項の規定による食 中毒患者等に関する届 出の受理、報告及び調査 正による食中毒患者等 に関する厚生労働大臣 への報告 法第58条第4項の規定による食中毒患者等 に関する原生労働大臣 への報告 上第58条第4項の規定による食中毒患者等 に関する報告 に関する報告 の事務 に関する報告 日本の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	to.)					
法第58条第1項及び 第2項の規定による食 中毒患者等に関する届 出の受理、報告及び調査 〇 保健所長 の事務 注第58条第3項の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告 〇 政令市長 の事務 注第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する報告 〇 保健所長 の事務	<u>法第57条</u> の規定によ			0		同
第2項の規定による食中毒患者等に関する届出の受理、報告及び調査 ○ 政令市長	る国庫負担の受領					
中毒患者等に関する届出の受理、報告及び調査 ○ 政令市長 法第58条第3項の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告 ○ 保健所長の事務 法第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する報告 ○ 保健所長の事務	法第58条第1項及び				0	保健所長
出の受理、報告及び調査 査 法第58条第3項の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告 本第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する報告 () 保健所長の事務	第2項の規定による食					の事務
 査 法第58条第3項の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告 法第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する報告 	中毒患者等に関する届					
法第58条第3項の規定による食中毒患者等に関する厚生労働大臣への報告 ○ 政令市長の事務 注第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する報告 ○ 保健所長の事務	出の受理、報告及び調					
定による食中毒患者等 に関する厚生労働大臣 への報告 <u>法第58条第4項</u> の規 定による食中毒患者等 に関する報告 ○ 保健所長 の事務	查					
 に関する厚生労働大臣 の報告 法第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する報告 に関する報告 	法第58条第3項の規		0			政令市長
への報告 (保健所長) 法第58条第4項の規定による食中毒患者等に関する報告 (の事務)	定による食中毒患者等					の事務
法第58条第4項の規定による食中毒患者等 (保健所長の事務) に関する報告 (の事務)	に関する厚生労働大臣					
定による食中毒患者等に関する報告の事務	への報告					
に関する報告	法第58条第4項の規	 		 	0	 保健所長
	定による食中毒患者等					の事務
法第58条第5項の規 ○ 政令市長	に関する報告					
	法第58条第5項の規		0	 		政令市長

		ı	ı	ı	ı	ı	ı		T T
	定による食中毒患者等								の事務
	に関する調査の厚生労								
	働大臣への報告								
	法第59条第1項及び					•	0		同
	第2項の規定による食								
	品等に起因して死亡し								
	た者等の死体の解剖								
	(法第62条第1項に								
	おいて準用する場合を								
	含む。)								
	法第60条の規定によ			0					同
	る大規模食中毒発生時								
	の厚生労働大臣への報								
	告								
	法第61条第2項の規			0					同
	定による食品衛生推進								
	員の委嘱								
	法第64条第2項の規					•	0		同
	定による食品衛生監視								
	指導計画の公表及び住								
	民の意見の聴取								
	法第65条の規定によ					•	0		同
	る施策の実施状況の公								
	表及び住民の意見の聴								
	取								
	食品衛生法施行規則					•		<u>O</u>	<u>政令市長</u>
	(昭和23年厚生省令								の事務
	第23号)第71条の								
	規定による営業許可申								
	請事項の変更届の受理								
	三重県魚介類行商営業					<u>O</u>			申請の受
t 1	-1	•							

T	T	1			1		T T
	条例(昭和37年三重						理等の事
	県条例第34号)の規						<u>務</u>
	定による行商営業の許						
	可申請、廃業届等の受						
	理、許可証、記章等の						
	交付等						
	三重県魚介類行商営業				<u>O</u>		<u>司</u>
	条例施行規則(昭和3						
	7年三重県規則第30						
	号)の規定による行商						
	営業の許可申請、許可						
	証等に係る申請書、許						
	可証等の返納の受理等						
	四日市市ふぐの取扱い			<u>O</u>			<u>政令市長</u>
	に関する規則(平成2						の事務
	0年四日市市規則第3						
	8号)第7条の規定に						
	よる営業届の受理及び						
	届出済証の交付						
	四日市市ふぐの取扱い				<u>O</u>		同
	に関する規則第8条の						
	規定による取扱者の設						
	置届等の受理						
食品表	(略)						
示法	法第8条第1項の規定		 		•	0	 同
(平成	による報告徴収、物件						
25年	提出要求、立入検査、						
法律第	質問及び収去		 				
7 0	(略)						
号。以							
下この							

項にお いて 「法」 とい う。) に基づ く事務

- 3 食品衛生検査所 (略)
- 4 健康づくり課 (略)
- 5 こども保健福祉課 (略)

備考 (略)

附則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 令和2年6月1日
- (2) 第3条の規定 令和3年6月1日

(健康福祉部衛生指導課)